

となる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして児童等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成15年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年足立区条例第40号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

1 平成15年3月1日（期末手当について改正後の条例第27条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して特別区人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定に

より額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

2 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において付則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会で定める給料月額）及び改正後の条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額
(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第126号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「及びリフレッシュ休暇」を「、リフレッシュ休暇及び子の看護のための休暇」に改める。

付一則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(提案理由)

子の看護のための休暇を新設する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第127号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号）の一部を次のように改定する。

第17条第1項中「及びリフレッシュ休暇」を「リフレッシュ休暇及び子の看護のための休暇」に改める。

付 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

（提案理由）

子の看護のための休暇を新設する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第128号議案

足立区条例を左横書きに改める条例
右の議案を提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区条例を左横書きに改める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、この条例の施行の際、現に公布されているすべての足立区条例（以下「区条

例」という。）を左横書きに改めることについて必要な事項を定めるものとする。

（形式）

第2条 区条例（既に左横書きになっている表及び様式を除く。）の形式は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、配字は区条例における配字と同様とし、表及び様式の構成は区条例における右方又は上方をそれぞれ上方又は左方とする。

（用字等）

第3条 区条例（次の表の3の項から6の項までの上欄に掲げるものを除く。）中、同表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。ただし、区長が改めることが適当でないと認めたものは、この限りでない。

項目	上欄	下欄
1	漢数字（固有名詞の全部又は一部をなしている漢字、熟語の一部をなす）を用いて3けたごとにコンマを付することによって数量を指示する意味の薄くなっている漢数字、数量を指示する意味は持っているが慣用の確立されている熟語の一部をなしている漢数字、概数を示す漢数字及び表（備考、付記等を除く。）以外で数字の単位として用いられている万又は億を除く。）	アラビア数字（序数又はアラビア数字（序数又は一部をなしている漢字の場合を除いて3けたごとにコンマを付することによって数量を指示するものとする。））
2	号番号として用いられる漢数字	横かっこで囲んだアラビア数字
3	左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
4	右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
5	上欄	左欄
6	下欄	右欄

2 前項に定めるもののほか、区条例の用字、用語等で左横書きの実施に伴い改める必要があるものは、その内容を変えることなく、左横書きの形式に適合するものに改める。